

マージン率等の公開について

労働者派遣法に基づきマージン率等を公開致します。

1、労働者派遣の実績・マージン率等

事業所名	ワークエージェント株式会社
所在地	山形県東根市神町北二丁目7番15号

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合をマージン率といい公開することが義務付けられています。（法第23条 第5項）

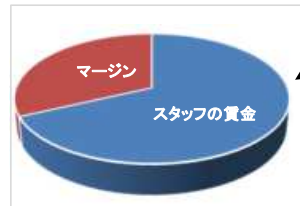
- ◎ 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か （☒有・☐無）
○ 協定対象労働者の範囲：派遣労働者全員とする。
○ 協定の有効期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

マージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率＝	$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$
--------	---

令和3年4月末現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金(1日8時間あたりの平均)	②派遣労働者の賃金(1日8時間あたりの平均)	マージン率 (①－②) ÷ ①
174人	45事業所	14,152円/日	9,747円/日	31.1%



この割合がマージン率

マージン率に含まれる費用

社会保険料		健康保険・厚生年金保険・介護保険・雇用保険・労災保険料等 事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金
教育訓練・福利厚生費		訓練時間に対する有給等
会社運営経費	健康診断費用	一般健康診断等の受診費用
	広告募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人費用(媒体:求人誌・Web・会場等)
	営業費用	人件費・活動費・事務所費・通信費・光熱費等
	労務管理費	派遣労働者の就業にかかる費用(登録・教育訓練・労務管理・キャリアコンサルティング・資格取得支援等)
営業利益		派遣料金から派遣労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2、教育訓練に関する事項

入社時の安全衛生教育、個人情報保護、履歴書・職務経歴書の書き方・添削、面接・試験対策、各種専門基礎知識研修、各種講座、ビジネスマナー、各種OA研修、セルフマネジメント、価値観、モチベーションコントロール、タイムマネジメント、コミュニケーション力、各種実務に応じた資格取得支援 等



お問い合わせ先: 山形県東根市神町北二丁目7番15号

ワークエージェント株式会社 人事管理部

TEL: 0237-48-6688 E-mail: info@work-agent.net